

○財務省告示第二百一十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年七月十一日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第三条第一項並びに特
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法
債市場特別参加者・第I非価格

ハ					ロ					イ					ハ					ロ																				
争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行											
三百三十三億三千九百九十万円						万三千五百六十八千五百四十三						一兆六千七百七十七億九千二百						で三百三十億円						特別会計に関する法律第四十六						で三十四億八十一億円						特別会計に関する法律第四十六				
																		に九十九億七千七十万円						規定に基づき発行した利付国債						規定に基づき発行した利付国債						規定に基づき発行した利付国債				
																		は、額面金額で八千五百十四億						は、額面金額で八千五百十四億						は、額面金額で八千五百十四億						は、額面金額で八千五百十四億				
																		き発行した利付国債について						き発行した利付国債について						き発行した利付国債について						き発行した利付国債について				

十五
 第二期以後の利子
 償還期限
 償還金額
 元利支
 払場所
 入札参加
 者
 払込期日

毎
 年
 六
 月
 二
 十
 日
 及
 び
 十
 二
 月
 二
 十
 日
 を
 支
 払
 期
 と
 し、
 各
 支
 払
 期
 に
 お
 いて、
 そ
 の
 日
 以
 前
 六
 月
 間
 に
 属
 す
 る
 利
 子
 を
 支
 払
 う。
 平
 成
 三
 十
 五
 年
 六
 月
 二
 十
 日
 額
 面
 金
 額
 百
 円
 に
 つ
 き
 百
 円
 日
 本
 銀
 行
 財
 務
 大
 臣
 か
 ら
 通
 知
 を
 受
 け
 た
 者
 平
 成
 三
 十
 年
 七
 月
 十
 一
 日

期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$